



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

令和4年6月28日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、信濃建設工業株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 おにまる まさき 鬼丸 真希 (内線6141)

課長補佐 わかめだ よしゆき 若目田 芳幸 (内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	信濃建設工業株式会社	国土交通大臣許可 (般-2) 第 23789 号	關 克明	埼玉県 さいたま市

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
 - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと
- (2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

信濃建設工業株式会社が一次下請として請け負った東京都港区における地盤改良工事において、令和2年12月1日、崩壊した舗装版と土砂に挟まれ、労働者3名が負傷する事故が発生した。

この件について、労働者に地山の明かり掘削作業を行わせるに当たり、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、あらかじめ土止め支保工を設けるなど当該危険を防止するための措置を講じず、もって掘削の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、令和4年2月8日、同社が東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反により略式命令（罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。